

中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令（案）について

令和 3 年 3 月
中 小 企 業 庁
経 営 安 定 対 策 室

1. 改正の背景及び概要

当省では、中小企業の事業を継続する能力の強化を図るため、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者が作成する、自然災害等への事前の防災・減災対策に係る取組をまとめた「事業継続力強化計画」を、法第 50 条第 1 項の規定に基づき、及び複数の中小企業者が連携して、自然災害等への事前の防災・減災対策にかかる取組をまとめた「連携事業継続力強化計画」を、法第 52 条第 1 項の規定に基づき、経済産業大臣が認定することとしている。認定を受けた中小企業者には、税制措置や金融支援などの様々な支援措置を講じている。

支援対象となる設備等については、法第 50 条第 2 項第 2 号ロにおいて、特定事業継続力強化設備等の特別償却制度の対象となる設備等として「事業継続力強化設備等（事業継続力強化に特に資する設備、機器又は装置として経済産業省令で定めるものをいう。法第 52 条第 2 項第 3 号ロにおいて同じ。）の種類」を規定しており、今般、中小企業等経営強化法施行規則（平成 11 年通商産業省令第 74 号。以下「省令」という。）第 24 条で規定する「事業継続力強化設備等の要件」について、令和 3 年度税制改正の内容を踏まえ、設備等を改める必要があるため、所要の改正を行う。

2. 具体的な改正の内容（案）

A. 改正の目的

省令第 24 条の表中「建物附属設備」の項の以下①②を改める。

- ①「消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備」と規定しているが、税制改正を踏まえて「消火設備、スプリンクラー、排煙設備、火災報知器」が対象設備から除外されるため、「消火、排煙又は災害報知設備」を削る。
- ②「三 防火シャッターその他の自然災害に起因する発火の影響の軽減に資する機能を有するもの」と規定しているが、税制改正を踏まえて、「防火シャッター」が対象設備から除外されるため、第三号を削る。

B. 具体的な改正条文（省令）

第二十四条(事業継続力強化設備等の要件)

表中の「建物附属設備」の項の「対象となるものの用途又は細目」について、以下①②のとおり改める。

- ①「消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備」を「格納式避難設備」に改める。
- ②「三 防火シャッターその他の自然災害に起因する発火の影響の軽減に資する機能を有するもの」を削る。

3. 今後のスケジュール（案）

令和 3 年 3 月 31 日 公布

令和 3 年 4 月 1 日 施行

以上